opusdei.org

オプス・デイ規約適 応プロセスQ&A

教皇フランシスコによって要請された規約の適応のプロセスに関するQ&Aを提供します。

2025/06/16

なぜ聖座は規約の適応を要請したのですか?

<u>オプス・デイの規約を改定できるの</u> は誰ですか? 2025年4月末の通常総会は、規約に 関してどのような役割を果たしまし たか?

これまでの規約適応の過程はどのようなものでしたか?次のステップは何ですか?

近いうちに規約の内容ついての情報 は提供されますか?

法的な側面は特定の教会組織の活力 にどのような影響をもたらします か?

規約の変更はオプス・デイの信者の 日々の生活にどう影響しますか?

その他関連するQ&A

なぜ聖座は規約の適応を要請したの ですか?

オプス・デイの規約の見直しは、教 皇庁改革という広範な枠組みの中で 行われています。2022年、教皇フラ ンシスコは使徒憲章「Praedicate Evangelium(福音を宣べ伝えよ)」 を公布し、ローマ教皇庁の構造を改 革し、その宣教的使命を強調しまし た。この改革の一環として、いくつ かの省の役割が再編され、属人区の 管轄は聖職者省へと移されました。 数か月後、教皇は自発教令「Ad charisma tuendum (カリスマを守 るため)」を発布し、さらに2023年 に属人区に関する教会法第295-296 条を改定する別の自発教令を公布し ました。これら2つの自発教令によ り、規約をそれらに適応させる必要 が生じました。「Ad charisma tuendum | では、「オプス・デイ属 人区固有の規約は、聖座の管轄機関 の承認を受けるため、当属人区の提 案により、適切に適応される | と定 められています。

オプス・デイの規約を改定できるの は誰ですか?

オプス・デイの規約を改定したり、 オプス・デイ総会の要請を受けて規 約に新しい規定を導入したりする権 限は聖座にあります(規約181条参 照)。属人区が要請する場合、そ 必要性についての法的な確かさを保 証するため、3度の総会で提案・承 認される必要があります(181条3項 参照)。しかし今回は聖座からの求 めであるため、その規定は適用され ません。

2025年4月末の通常総会は、規約に 関してどのような役割を果たしまし たか?

属人区長が総会前にアナウンスした 通り、聖職者省の提案を受けて、規 約の改定案が総会に提示される予定 でした。しかし、使徒座が空位と なったため、8か月前から予定され ていたこの総会では、属人区長が4 月21日のメッセージで説明した通り、必要な人事の更新のみが行われました。

規約に関して総会委員たちは、属人 区長が、新しい中央委員会と共に、 2023年の臨時総会から受けた提案と その前に行われた全メンバーからの 意見収集の結果を考慮に入れなが ら、最も適切と考えられる改定案を 聖職者省経由で教皇に提出すること を了承しました。

これまでの規約適応の過程はどのようなものでしたか?次のステップは 何ですか?

これまでの過程は2つに分けられます。第1の過程においては、2023年、「Ad charisma tuendum」を受けて、すべてのオプス・デイのメンバーに対して、規約をどのように適応させるかについての意見を収集する全体的な調査が実施されました。調査結果を踏まえて、2023年4月に

草案が準備され、フェルナンド・オカリス師が召集した臨時総会に提示されました。

同年8月に2つ目の自発教令(属人区に関する教会法第295-296条の改定)が出たことで、さらなる適応について検討する第2の過程が始まりました。聖職者省とオプス・デープのがそれぞれ専門家のグループの作業にあたりました。ころ子スが「Ad charisma tuendum」で守る」という2つの前提に基づいて進められました。

両者の作業と協議を経て、属人区長 は修正された規約案を提出しまし た。聖職者省の所見を受けて、通常 総会で最終案についての作業を行う 予定でしたが、教皇フランシスコの 逝去により、総会では役職の任命の みが行われました。教皇レオ十四世 の選出後、属人区長は、新しい中央 委員会と共に、予定されていた作業 を継続し、規約の提案の準備を完了 し、6月11日に聖座にそれを提出し ました。次のステップは使徒座当局 に委ねられています。

近いうちに規約の内容ついての情報 は提供されますか?

聖座によって承認され次第、変更された規約とそれに関する情報がウェブサイトで公開されます。その本語を受けるがある。 立法者である 新紀 区はに属人区はできながら、立法者である がはにはいる。 で、 当然を受ける前に属人区は できない できない できない できない が 規約できない できない できない ません。 それは 聖座に委ねられています。

法的な側面は特定の教会組織の活力 にどのような影響をもたらします か? 教会のあらゆる組織において、法的 枠組みは重要です。オプス・デイは 法的側面とカリスマ的な側面の両方 から見ることができます。法の役割 の一つは、カリスマを守り、その最 善の条件を整えることにより、福音宣 スマが教会に実りもたらし、福音宣 教に貢献するようにすることです。

規約の変更はオプス・デイの信者の 日々の生活にどう影響しますか?

このことは、聖座が規約を承認した後、わかるようになります。いずれにせよ、オプス・デイのメンバーの日常生活は、まさにそのカリスマの本質を大切し守ることにあります。

規約の変更を求める自発教令は、教会の使命においてオプス・デイのカリスマが持つ可能性についての意識を高めることを呼びかけるものです。教皇フランシスコが述べた通り:「聖ホセマリア・エスクリバー・デ・バラゲルが受けた聖霊の

たまものに沿って、オプス・デイ属 人区は、属人区長の導きのもと、仕 事および家庭や社会での務めの聖化 を通して、聖性へ普遍的な呼びかけ を世界に広める使命を遂行しま す」。

教会当局がこの責任を思い出すようにと呼びかけたことにより、オプス・デイの信者は日ごとにこのカリスマを深く生き、この世界に生じる新たな状況においてそれをどのように具体化すべきかを聖霊の照らしのもと見極めるよう促されていると感じることでしょう。

その他関連するQ&A

「Ad charisma tuendum」に関して

属人区に関する教会法改正について

pdf | から自動的に生成されるドキュメント https://opusdei.org/ja-jp/article/kiyaku-tekiou-purosesu-q-a/(2025/12/19)